

離婚協議書

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲乙間の離婚（以下「本件離婚」という。）について、本日、以下のとおり合意したので、協議成立の証として、本書面2通を作成し、甲及び乙が各1通ずつ保有する。

第1条（離婚の合意）

甲及び乙は、本日、協議離婚することに合意し、甲は協議離婚届出用紙（以下「本件離婚届」という。）に署名押印してこれを乙に交付し、その届出を託した。乙は、本協議成立後〇日以内に本件離婚届を提出する。

第2条（親権）

甲乙間の長男〇〇（令和〇年〇月〇日生）及び長女〇〇（令和〇年〇月〇日生。以下併せて「未成年者ら」という。）の親権者を、いずれも母である乙と定め、同人において監護養育する。

第3条（養育費）

- 1 甲は、乙に対し、未成年者らの養育費として、一人につき1か月〇〇〇円を、令和〇年〇月から未成年者らがそれぞれ20歳に達する日の属する月まで、毎月末日限り、乙の指定する金融機関の口座に振り込んで支払う。振込手数料は甲の負担とする。
- 2 未成年者らの進学・病気・事故等特別の出費を要する場合は、その負担につき甲乙間で別途協議して定める。

第4条（面会交流）

乙は、甲が未成年者らと月〇回程度面会することを認め、その実施に協力する。面会の具体的な日時・場所・方法等については、未成年者らの福祉に十分配慮しながら、甲乙間で事前に協議して定める。

第5条（財産分与）

甲は、乙に対し、本件離婚に伴う財産分与として、金〇〇〇円の支払義務があることを認め、これを次のとおり分割して、乙の指定する金融機関の口座に振り込んで支払う。振込手数料は

甲の負担とする。

- (1) 令和〇年〇月〇日限り 〇〇〇円
- (2) 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月まで毎月末日限り 〇〇円ずつ

第6条（慰謝料）

甲は、乙に対し、本件離婚に伴う慰謝料として、金〇〇〇円の支払義務があることを認め、これを令和〇年〇月〇日限り、乙の指定する金融機関の口座に振り込んで支払う。振込手数料は甲の負担とする。

第7条（年金分割）

甲及び乙は、離婚時年金分割について標準報酬改定請求をすること及び請求すべき年金分割の按分割合を0.5と定める。年金分割の請求手続は乙が行い、甲はこれに協力するものとする。

第8条（清算条項）

甲及び乙は、甲と乙との間には、本件離婚に関し、本条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

令和 年 月 日

甲

①

乙

①